

令和5年度4月1日からの

寒河江市認可保育施設の新規利用申請について（保育認定用）

令和5年度4月1日からの、寒河江市認可保育施設の新規利用を希望する方への案内です。
「令和5年度版 認可保育施設 利用のしおり」と合わせてお読みください。なお、認定こども園の幼稚園枠（1号認定）、事業所内保育施設の事業所枠は、各施設に直接お問い合わせください。

1 申請から利用開始までの大まかな流れ

申請期間

令和4年10月3日（月）～令和4年10月31日（月）の
午前9時から午後4時まで（土日・祝日、21日（金）を除く）

受付場所

寒河江市子育て推進課（ハートフルセンター1階）



- ① 必要書類（裏面参照）をそろえ、上記申請期間内に市子育て推進課へ申請してください。
- ② 受付の際に聞き取りを行いますので、申請には必ず保護者（児童の父母のいずれか）の方がお越しください。聞き取りができない（不明な点が多い）場合や、書類に不備がある場合には受付できない場合があります。
- ③ 家庭状況や各施設の欠員等に応じて利用調整が行われ、保育施設を内定いたします。そのため、ご希望の保育施設をご利用できない場合もあります。
- ④ 出生前、転入前の仮申請の方は仮内定となります。
- ⑤ 出生前、転入前の場合、出生後、転入後に子育て推進課へ申し出が必要です。利用開始までに申し出がない場合、内定取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥ 申請書の提出により、保育の必要性が認められた場合には支給認定証をお送りいたします。

※ 出生前、転入予定児童の申請について

(1) 出生前

申請書の名前欄、生年月日欄は空欄で申請し、お子さんがお生まれになった後、母子健康手帳をお持ちになり、必ず子育て推進課へ申し出てください。なお、0歳児受け入れ施設では、早くても生後2ヵ月からを対象とするため、予定日が令和5年2月以降の場合は、4月1日からの利用希望としては申請できません。

(2) 転入予定者

転入を予定している寒河江市の住所及び転入前（申請時点で住んでいる）住所を併記して申請し、転入後、必ず子育て推進課へ申し出てください。申し出がない場合、または3月末までに転入手続きがなされない場合にはご利用いただけません。

（裏面もご覧ください）

問合せ／寒河江市子育て推進課子ども支援係
TEL 0237-85-0907（直通）

2 認可保育施設を利用できる方（申請できる方）

令和5年4月1日時点において、寒河江市に住所があり、次の事由により家庭での保育が困難であり、保育の必要性があると認められる方

	認定事由	支給認定期間
①	1ヶ月あたりの就労時間の常態が48時間以上	就労状態にある期間
②	妊娠中であるか又は出産後間もない	出産予定日前後各8週間
③	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している	疾病等の理由により、家庭での保育が困難と認められる期間
④	同居の親族を常時介護（看護）している	同居親族の介護等により、家庭での保育が困難であると認められる期間
⑤	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	必要な期間
⑥	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	原則最長90日間
⑦	教育施設に在学し、又は職業訓練施設において職業訓練を受けている	教育施設又は職業訓練施設を修了するまでの期間
⑧	児童虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある	必要な期間
⑨	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	必要な期間

※ 育児休業中の申請……育児休業中の場合は、家庭において保育が可能であるため、原則、申請できません。（ただし、遅くとも令和5年5月1日までに復職予定の場合のみ、就労（復職見込み）として申請することが可能です。）

3 申請に必要な書類

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定（現況届）申請書（兼申込書）
- (2) 保育を必要とすることを証明する書類（児童の父母、それぞれについて必要）
- (3) マイナンバーカードもしくは通知カードと、免許証等本人確認できる書類

	保育を必要とする事由	必要書類
①	就労（外勤）	就労証明書★
②	就労（自営等）、起業準備	就労申告書★
③	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（父母氏名、出産（予定）日の分かる部分）
④	疾病等	医師の診断書（保育できない旨の記載があるもの）
⑤	障がい等	障害者手帳の写しなど状況の確認できるもの
⑥	介護・看護	看護申告書★、障害者手帳の写しなど、（場合により医師の診断書）
⑦	求職活動	活動の実績が記載された求職活動申告書★、求職活動中であることを示すもの（ハローワーク登録証の写しなど）
⑧	就学・職業訓練	在学証明書、就学期間・カリキュラム等の分かるもの
⑨	その他	家庭において保育ができないことを証明するもの

- ・★印の就労証明書、就労申告書、看護申告書、求職活動申告書は同封の様式で提出ください。
- ・同一世帯から複数の児童について申請する場合、証明書等については、児童のうち1名分を原本とし、同時に申請する他の児童については複写を添付いただいて構いません。
- ・同居する親族に障がいのある方がいる場合、身体障害者手帳等の写しを提出してください。
- ・このほか、申請内容に応じて書類の提出が必要になる場合があります。